

力を更に促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体などを起点としても必要な情報の提供、支援などを途切れることなく受けることのできる体制作りが行われるようにするため、推進会議の下に、「支援のための連携に関する検討会」を設置し、関係機関・団体の連携ネットワークの充実・強化とともに、全国どこでも一定レベル以上の支援の質を確保するため、コーディネーターの育成を含め、民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修に関して、検討を行った。

同検討会においては、平成19年4月、「犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)」の作成、備付けや研修カリキュラムの作成・認定制度の実施などを盛り込んだ中間取りまとめを行い、中間取りまとめに対する国民からの意見募集の結果を踏まえ、同年8月、最終取りまとめを行った(P17 コラム2「3つの『検討会』の最終取りまとめ」参照)。現在、同最終取りまとめに基づき、内閣府において、「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」、「研修カリキュラム・モデル案」を作成している。

### 結 「被害者連絡制度」等の改善

警察庁において、平成18年12月、被害者連絡実施要領、「被害者の手引」モデル案を改正し、連絡対象者や連絡内容を拡充するなどした。これに基づき、都道府県警察では、犯罪被害者等への適切な情報提供に努めている。

### 夢 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施

法務省において、平成19年12月から、保護

観察所が犯罪被害者等に対する相談・支援を行っており、犯罪被害者等からの相談に応じて、悩みや不安を聴くとともに、必要な情報を提供するなどしている。この相談・支援業務などに当たるため、全国の保護観察所に被害者担当保護司が配置されている(P71 コラム5「更生保護における犯罪被害者等施策」参照)。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度以降新たに実施しているもの》

### 夢 犯罪被害者等支援主任者の指定

海上保安庁において、犯罪被害者等の支援、関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者支援主任者を部署ごとに指定し、犯罪被害者等の個々具体的な事情を把握し、その事情に応じ犯罪被害発生直後から犯罪被害者等へ必要な助言、情報提供などを行うとともに、具体的な支援の説明を行うなど、犯罪被害者等への経済的・精神的負担の軽減に努めている。

### 資 支援制度に関する情報提供

海上保安庁において、ホームページで犯罪被害者支援制度に係る周知を図るとともに犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指名された海上保安官により、関係機関との連携・情報提供などに努めている。

## 2 調査研究の推進等(基本法第21条関係)

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

### 重症 PTSD 症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究

文部科学省において、平成17年度より科学

技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムにおいて、「犯罪、行動異常、犯罪被害等の現象、原因と、治療、予防の研究」を採択し、本研究への支援を5年計画で行っている。本課題では、これまでに得られた重症PTSDの治療法などの研究成果を犯罪被害者等支援の実践に活用することを目指して、同17年9月、東京医科歯科大学難治疾患研究所・心的外傷ケアユニット（PTCU（Psychological Trauma Care Unit））を開設し

深刻な犯罪・重度事故被害者のPTSDに対する認知行動療法（長時間曝露法）  
犯罪被害者遺族の心的外傷性悲嘆（PTSD＋悲嘆症状）に対する認知行動療法（長時間曝露法を応用した複雑性悲嘆治療）

を用いての治療研究を実施した。

長時間曝露法については、平成18年7月、有効性の高い治療法であり、治療終了後も効果が維持されることが確認された。有効性の厳密な検証として、同年8月から実施したランダム化比較対照試験（長時間曝露法群対通常治療群）においても、有意な改善効果が確認された。

複雑性悲嘆治療については、平成20年3月末までに11名（殺人被害者遺族5名、事故被害者遺族6名）の治療を終了し、悲嘆症状、PTSD症状、抑うつ症状などのいずれにも効果的であることが示唆された。今後も引き続き対象症例を蓄積していく。

### 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究

厚生労働省において、平成17年度より厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3年計画で行っている。

平成17年度、18年度で、犯罪被害者の精神状態についての実態とニーズ調査、心理的外傷治療の調査、精神保健福祉センターなどの職員が犯罪被害者に関わる場合のマニュアル作りのための調査などを行った。

平成19年度は、17年度、18年度の調査研究の結果などを踏まえて、精神科医療機関における犯罪被害者治療を促進するための提言をまとめた。20年度には、犯罪被害者等支援のためのマニュアル・ガイドラインを作成し、精神保健福祉センターに配布する。

### 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過などを把握するため、身体犯一般、交通事犯、性犯罪といった被害類型別、さらに本人、家族・遺族の関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況などに関する調査を平成19年度に実施し、20年4月に公表した。

平成20年度以降も継続的に調査を実施し、施策の効果や時間の経過による影響などについても分析を行っていく。

## COLUMN 6

## 犯罪被害類型等ごとに実施する継続的調査

## 1. 調査の概要

本調査は、基本計画に基づき、被害類型別（身体犯・交通事故・性犯罪）、被害者との関係別（本人・家族・遺族）に、犯罪被害者等の置かれた状況について継続的な調査を実施し、時間の経過に伴う当該状況の経過等を把握することを目的とする調査であり、平成19年から毎年継続的に行われるものです。

調査対象者は、10年以内に前記被害を受けた被害者本人又は遺族、家族であり調査手法としては、被害者のプライバシー保護や安全確保、二次的被害防止の観点から、以下の2種類の方法により、アンケート調査を実施しました。

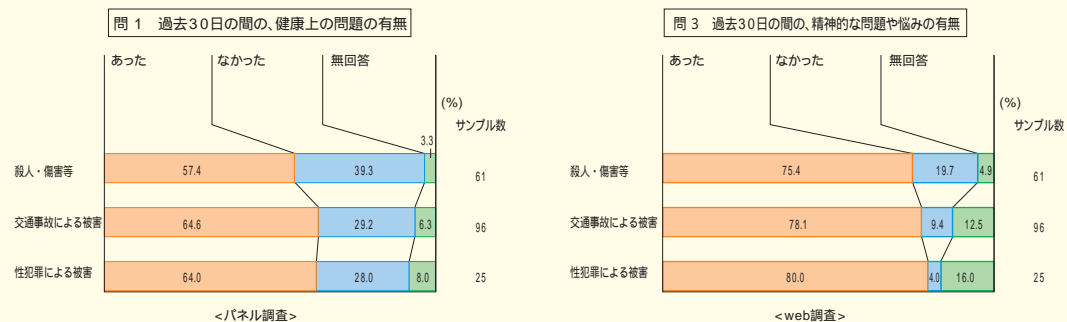
- 被害者団体・支援団体を通じて実施するパネル調査<sup>1</sup>
- モニターを利用したweb調査<sup>2</sup>

## 2. 主な調査結果

## 身体・精神状況について

被害類型を問わず、健康上の問題より精神的な問題や悩みがあったと回答した人の割合が高く、また、重症精神障害の診断に該当する可能性が高い人<sup>3</sup>の割合も一般に比べて極めて高くなっており、被害から年数が経過しても、特に精神面において悩み苦しむ被害者が多いことがうかがえます。

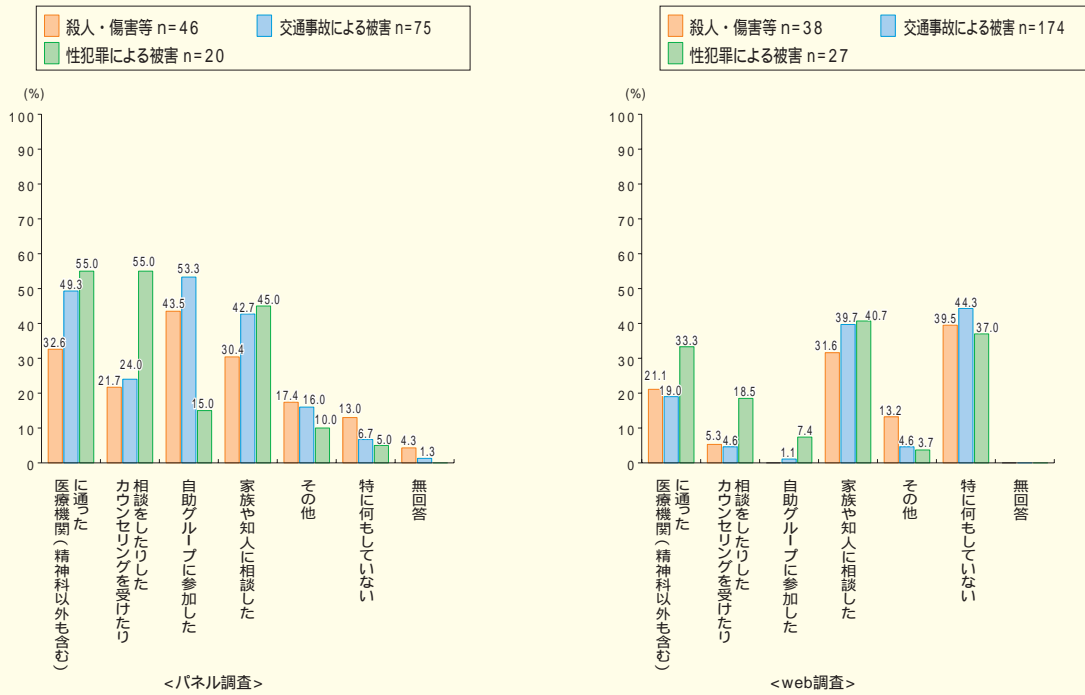
精神的な問題の解決手段として、パネル調査では、身体犯や交通事故の被害者の場合「自助グループへの参加」、性犯罪被害者が「カウンセリング」を利用すると回答した人が多いのに対し、web調査ではいずれの類型でも「身近な人に相談」、「何もしない」と回答した人が多くなっています。これは、web調査の被害者は、支援団体とのつながりが少ないと思われ、そのため、医療やカウンセリングを受けられる専門機関まで足を伸ばさず、結果として身近な人に相談またはその相談すら十分にできていない人が多いという可能性もあります。



1 発送数581、有効回収数187（身体犯61、交通事故96、性犯罪25）

2 発送数943、有効回収数583（身体犯70、交通事故452、性犯罪57）

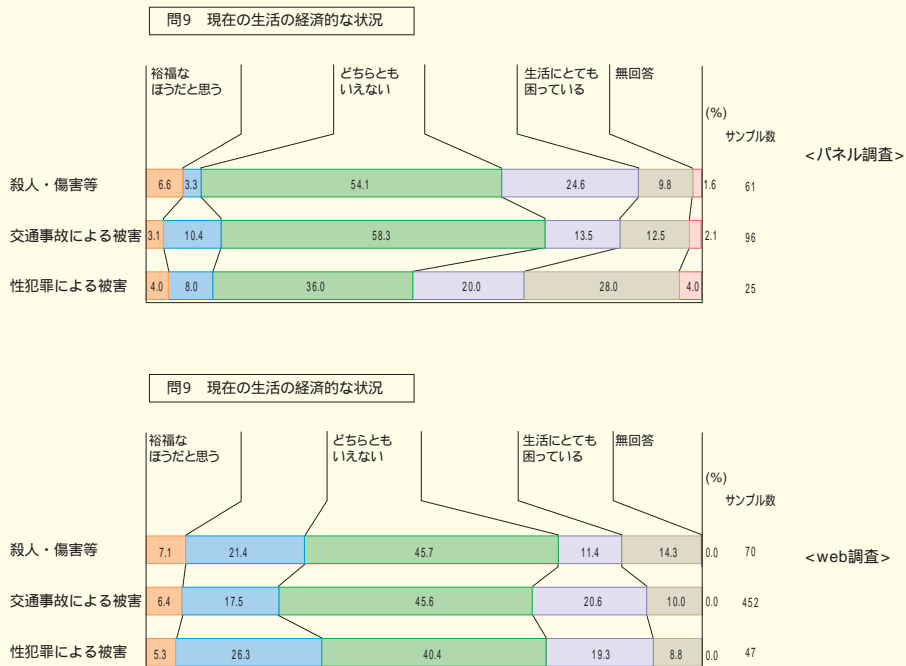
3 被害者等の精神健康状態の測定について、本調査では「K6」と呼ばれるうつ病、不安障害に対する効率的なスクリーニング項目を用いました。6つの設問の合計値（合計30）が高いほど精神健康の問題があることが多いという意味となり、合計値13点以上が重症精神障害に該当する可能性が高いとされています。

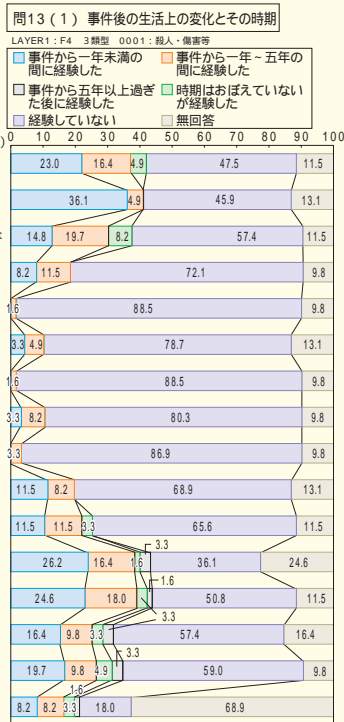


経済・生活状況について

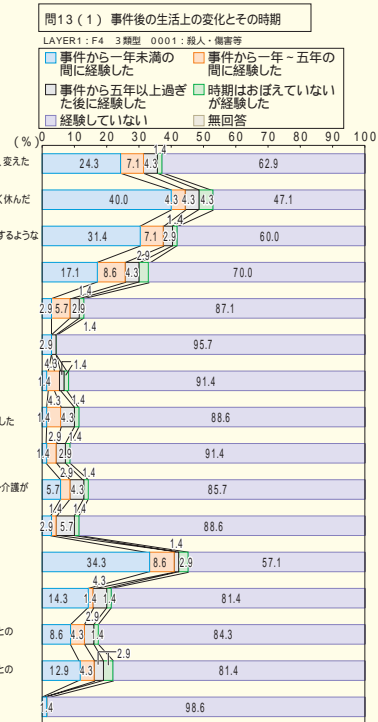
現在の経済状態について、生活に困っていると回答した人が約3割を占めており、被害からの経過時間にかかわらず、経済的な問題を抱えている人が多いことがうかがわれます。

事件後の生活上の変化については、いずれの類型でも「学校または仕事を辞めた、変えた」、「学校または仕事をしばらく休んだ」と回答した人、「長期通院や入院をしたりするようなけがや病気をした」と回答した人の割合が高く、被害直後から日常生活を継続することが困難となる人が多いと考えられます。





<パネル調査>殺人・傷害等



<web調査>殺人・傷害等

### 支援や制度の利用経験の有無、満足度について

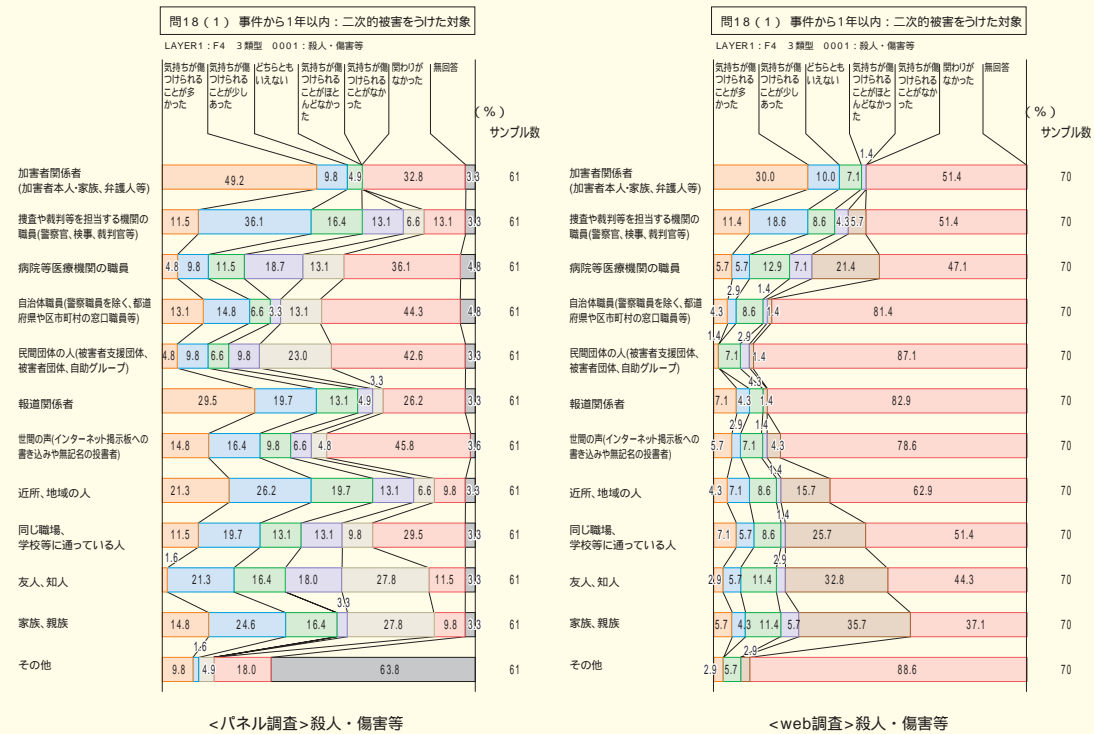
事件後に何らかの支援を受けたり制度を使ったりしたことがあると回答した人の割合は全体として低率でした。これは、基本計画策定後に新たに導入された支援や制度が多いこと、提示されても特に活用しなかった人がいることなどが影響していると考えられます。

一方、パネル調査とweb調査を比較すると、被害者団体や支援団体とつながりの深い被害者が対象とされたパネル調査の方が全体として何らかの支援を受けたり制度を使ったりしたことがあると回答した人の割合が高くなりました。これは、支援や制度に関する情報提供において、被害者団体・支援団体などの民間団体が一定の役割を果たしていることを示しているとともに、支援や制度に関する周知・啓発に課題を提示した結果ともいえます。

また、事件から1年以内の利用率が低い支援や制度は、1年以上以降も利用率が低いままであり、支援や制度の開始直後の認知・利用の促進が重要であることが分かりました。

### 二次的被害について

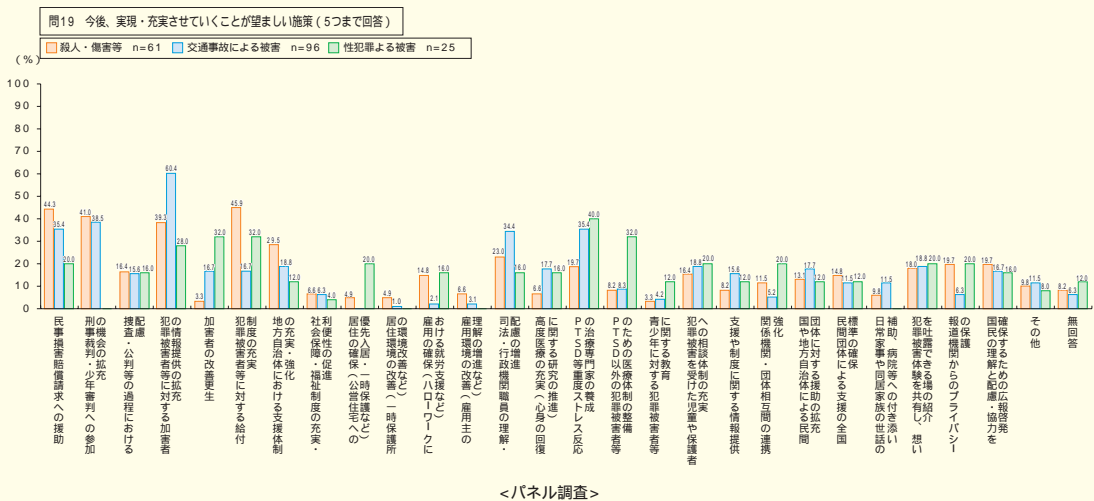
「加害者関係者」や「捜査や裁判等を担当する機関の職員」から気持ちを傷つけられることがあったと回答した人の割合が、いずれの類型でも高い結果となりました。さらに、家族や友人、職場や地域の人など、普段の生活において身近な人々から二次的被害を受けたと回答した人も一定割合を占めました。



今後望まれる施策について

いずれの類型においても、「民事損害賠償請求への援助」、「犯罪被害者等に対する加害者の情報提供の充実」、「犯罪被害者等に対する給付制度の充実」、「PTSD等重度ストレス反応の治療専門家の養成」を望む声が多くみられました。

上記のほか、パネル調査では、身体犯の被害者で、「刑事裁判・少年審判への参加の機会拡充」や「司法・行政機関職員の理解・配慮の増進」といった裁判に関わる配慮や支援について望む人の割合が高くみられました。また、性犯罪の被害者では、「居住の確保」や「雇用の確保」といった、生活の根幹に関わる事項についてのニーズがそれぞれ他類型よりも高く、厳しい状況に置かれていることがうかがわれます。





### 女性に対する暴力による被害の実態把握に関する調査

内閣府において、平成11年度、14年度、17年度に女性に対する暴力による被害の実態把握に関する調査を行っている。前回の調査から3年後に当たる20年度は、これらの先行調査の結果などを踏まえ、配偶者に該当しない交際相手などからの暴力も含む女性に対する暴力の被害実態を把握するための調査を行う。

### 警察庁における犯罪被害の実態等についての継続的調査研究

警察庁において、従来から、学識経験者や実務家とも連携して、殺人、性犯罪などの被害類型ごとに実態調査を行い、犯罪被害者等への対応の在り方など、その後の被害者支援の参考としている。

今後とも犯罪被害の実態などについて調査研究を継続的に実施し、警察の行う被害者支援の更なる充実にいかしていく。

### 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

法務省において、国連が中心となって行う「国際犯罪被害実態調査」に参加する形で平成12年から国内調査を4年ごとに実施してきた。3回目となる20年の調査は、16年の前回調査（2回目）を踏まえ、被害の実態についてより一層精緻な数値が得られるよう検討した結果、前回の2倍の数の犯罪被害者等を対象とし、20年1月から3月にかけて全国で実施した。今後、関係機関において犯罪被害者等に対する適切な支援策など被害者関係施策について幅広く検討する際の基礎資料として活用されるよう、平成20年中に調査結果を取りまとめ、情報提供をしていきたい。

### 脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮

厚生労働省において、臓器提供者（交通事故被害者を含む。）の家族（以下「ドナー家

族」という。）に特有な心理的な問題などについて、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」の下に設置された「ドナー家族の心情把握等作業班」により、ドナー家族の心情把握などの方法について検討してきた。

平成14年12月に第1回会議を開催してから20年3月までに計13回の作業班会議を開催した。19年度に、それまでの検討内容を踏まえ、ドナー家族からのヒアリングなどを実施し、ドナー家族の心情把握を行いその結果を報告書としてとりまとめたところであり、今後の臓器移植コーディネート業務の評価、改善などに活用していく。

### 警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実

警察において、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするため、各級警察学校、職場での研修の充実に図っている。

具体的には、各級警察学校において、職員の採用時や昇任時、専門分野への任用時に被害者支援に係る教育を実施しているほか、被害者支援担当者を対象として、被害者支援に関する高度な知識、技能を修得させるための専門教育を実施している。

また、警察署などの職場においては、警察本部被害者支援担当課による巡回指導、部外有識者を招請しての研修会や特別講義、個々の具体的な支援要領についてのグループ討議などの各種教育を行っている。

### 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能取得

警察において、都道府県警察の少年サポートセンターなどに勤務する被害児童の継続的な支援を行う少年補導職員などに対し、大学教授やカウンセラーなどの専門家を講師としたカウンセリングの技法に関する講習（カウンセリング技術専科など）を実施している。

また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士など部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当す



る職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

#### 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

法テラスにおいて、平成19年1月から、法テラスのホームページにおいて、犯罪被害者支援を行う関係機関・団体などの情報を提供している（同ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/> トップページ向かって右上にある「相談窓口情報検索」）。また、同情報検索の方法に関する説明も併せてホームページで公開し、その利用を促している。さらに、犯罪被害者等から関係機関・団体の窓口に、当該機関などで実施している支援以外の問い合わせが寄せられた場合には、コールセンターや全国の地方事務所を紹介してもらい、適切な支援窓口や犯罪被害者の支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行っている。

#### 臨床心理士による犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究の実施

文部科学省において、「臨床心理士の資質

向上に関する調査研究」を行い報告書を取りまとめた（P43 「犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等」参照）。

#### 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

厚生労働省において、児童虐待問題や非行・暴力などの思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の養成などを行う「日本虐待・思春期問題情報研修センター（子どもの虹情報研修センター）」における、児童相談所、児童福祉施設、市町村職員、保健機関などの職員を対象とする各種の専門研修に対する支援を行い、これら職員の資質の向上を図っている。

#### 民間の団体の研修に対する支援

警察・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省において、研修に関する講師派遣や会場の借上げなどの支援を行っている（P97 「民間の団体への支援の充実」参照）。